

志賀聖苑連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 志賀聖苑の運転管理の万全を期すため、志賀聖苑連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見を交換する。

- (1) 志賀聖苑の稼動状況の監視及び調査
- (2) 公害防止協定による遵守事項の履行の確認
- (3) その他必要な事項

(協議会の構成)

第3条 協議会は、木戸自治会から選出された者7人以内をもって構成する。

(任期)

第4条 協議会の構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて市長が招集する。

- 2 次条の規定により庶務を担当する課の長（以下「庶務担当課長」という。）は、会議進行のため、座長を指名することができる。
- 3 庶務担当課長は、必要があると認めるときは、会議に学識経験者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民部戸籍住民課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月10日から施行する。